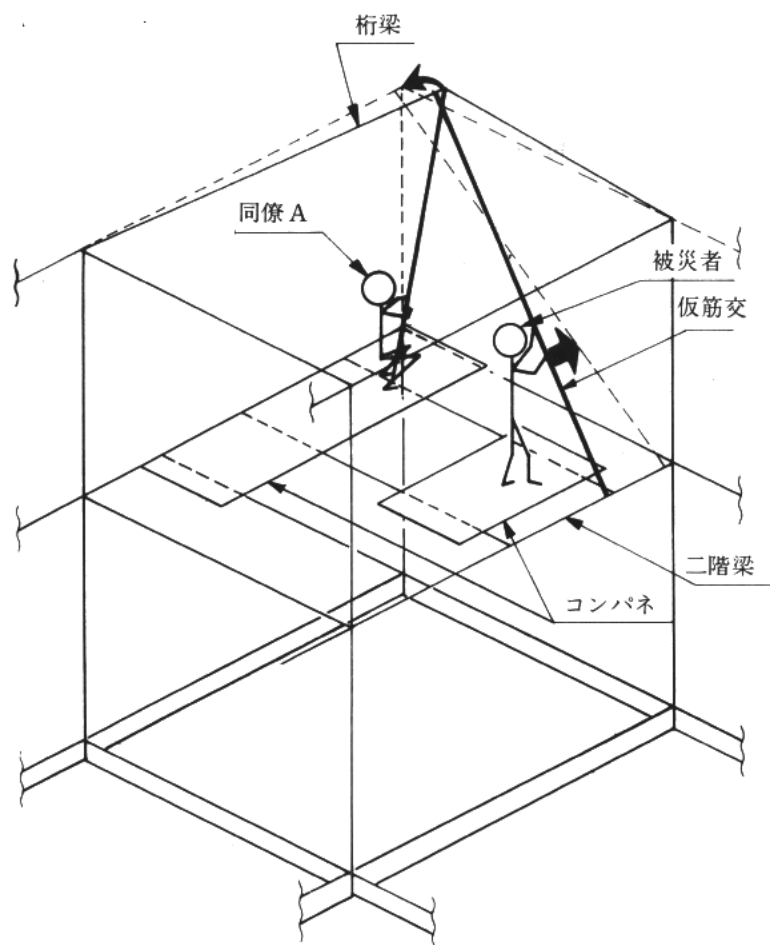


木造家屋建築工事中、2階から転落



この災害は、木造分譲住宅の構造部材の組立て作業中、2階部分の梁に渡したベニヤ板の上に乗し、柱が垂直になるように長尺の板材を用いて修正作業(建て起こし)を行っていたところ、乗っていたベニヤ板が滑り、ベニヤ板と共に約3.3m下のコンクリート地面まで墜落し、死亡したものである。

災害発生当日は当該現場の建前の初日であり、すでに設置されているコンクリート製基礎の上に、前日までに運び込んだ構造部材(柱等)を移動式クレーンを用いて組み立てる作業を、被災者を含む作業員7人で行っていた。

被災者は、同僚Aと当該建物の2階部分において部材を組み立てるに際して、柱の傾きを水準器で見ながら通称「仮筋交」と呼ばれる長尺の板材を、2階梁と桁梁に斜めにかけて押すことにより垂直にする「建て起こし」の作業に取りかかった。

本作業の場合、同僚Aが水準器を見ながら指示を出し、被災者は2階梁に渡したコンパネと呼ばれる縦0.9m、横1.8m、厚み12mmのベニヤ板を作業用の床として、仮筋交を梁と桁にかけて両手で押したところ、突然コンパネが滑り、

コンパネもろとも約 3.3m 下のコンクリート地面に墜落、被災したものである。

なお、作業用の床として使用していたコンパネは、当初釘を打って梁に固定してあったものを、仮筋交をかける際に邪魔になったため、被災者自らがこれを取り外し、位置をずらして 2 本の梁の上に乗せたもので、容易にずれる危険があった。

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 安全な作業床を設置していなかったこと。
- 2 現場では、手すり、囲い、防網等墜落防止のための措置は設けられておらず、さらに作業者は被災者を含め、だれも安全帯を着用していなかったこと。
- 3 木造建築物の組立て等作業主任者が選任されておらず、作業の指揮が行われていなかったこと。

同種災害を防止するためには、次の対策を徹底する必要がある。

- 1 安全な作業床を設置すること。この事例に限って言えば、2 階床を先行して設け、これを作業床として作業を行う方法や、移動式足場を用いる方法が考えられる。
- 2 建前時には必ず防網を張り、また足場を先行して架設できる工法を検討すること。さらに作業の都合上作業床や防網等の設置ができない場合には、安全帯を使用する等墜落による危険を防止するための措置を講ずること。
- 3 木造建築物の組立て等作業主任者を選任し、安全に作業を行うために作業方法の決定や直接指揮を行わせること。